

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスファルトを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

甲山森林公園

質問 番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 P13「⑤駐車場」	第1～第5駐車場の活用可能区域（敷地境界）を確認したいので、活用可能区域を示す図面等があれば、ご提供ください。	公園の区域等は西宮土木事務所管理第2課で閲覧願います。なお、新たに駐車場を整備する区域は、県、地元、地権者等との調整の上決まるものと考えています。
2	募集要項 P13「⑤駐車場」	駐車場有料化は、県の承認のみで実施可能との理解でよろしいでしょうか。 また、地権者等との協議や承諾が必要となる場合は、その対象や範囲をご教示ください。	駐車場の有料化を実施する場合は、県の承認を受ける必要があります。なお、有料化の実施にあたり関係機関や管理運営協議会での承諾が必要になります。
3	募集要項 P13「⑤駐車場」	提案した駐車場料金について、指定管理者選定後に県との協議により変更となる可能性はありますか。 また、提案時の料金設定は評価対象となるのか、それとも収支算定の前提条件として扱われるのか、ご教示ください。	提案された駐車場料金については、指定管理者選定後に県との協議を経て決定するため、変更となる可能性があります。また、料金設定及び運用状況については管理運営協議会へ報告するものとします。なお、料金設定に当たっては、利用者アンケート結果や利用実態等を踏まえ適切に設定してください。 提案時の評価に関しては、料金の金額だけではなく、利用者アンケートの反映や収支算定等も含めて対象となります。
4	募集要項 P13「⑤駐車場」	障害者割引制度は必須でしょうか。 また、運用方法について提案することは可能でしょうか。	障害者への配慮は必要ですが、割引制度の具体的な内容や運用方法については提案を妨げるものではありません。公平性、利用者の利便性、実現性等を踏まえて提案してください。

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスファルトを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

5	募集要項 P9「指定管理料 の変更」	指定管理料の変更について、県の予算編成等に伴い見直しを行う場合、その時期や協議の進め方をご教示下さい。	指定管理料の変更が必要となる場合は、県の予算編成時期等を踏まえ、県と指定管理者が協議を行います。具体的な時期や方法については、変更事由の発生状況等を踏まえて個別に協議します。
6	募集要項 P9～10「指定管理料の変更」	指定管理開始5年目に実施する指定管理料協議では、長期投資や新たな業務負担についても協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	指定管理開始 5 年目に実施する指定管理料の協議では、社会経済情勢の変化や業務実態等を踏まえて協議を行います。収益事業を除く新たな業務負担については、協議の対象となります。
7	募集要項 P14～16 「還元事業」	還元事業の実施内容や還元金額は、県との協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。 また、還元事業を円滑に実施するため、協議を行う時期や決定プロセスについてご教示ください。	還元事業の実施内容及び還元額については、指定管理者からの提案を踏まえ、県との協議により決定します。協議の時期等については、収益の状況や事業内容を踏まえ、年度ごとに県と指定管理者で協議のうえ決定します。

令和８年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く）・あわじ石の寝屋緑地【共通】

質問 番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 P15	7. 指定管理者と県の責任分担・リスク分担 責任分担・リスク分担表 物価・金利変動に伴う経費の増は、責任分担・リスク分担表によれば、指定管理者が負うものとされていますが、「なお、県と指定管理者の分担に疑義がある場合、又は分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、分担を決定するものとしします。」とあります。 近年の消費者物価指数（生鮮食品除く）は、対 2020 年の指数で 113.0 であり、経済物価情勢の展望（日本銀行）においても、物価の伸びは今後も年＋２％と予想されています。物価上昇の影響が今後も続くことが予想されるなか、固定化した指定管理料だけで運営を行うことは、健全な事業継続の不安定化や利用者サービスの質の低下にも繋がりがかねません。 一方、他府県では指定管理者への物価スライド制度を導入している自治体が多くみられ、物価上昇分を指定管理料に反映させることで、事業の継続と安定を図る仕組みづくりが全国的に進んでおります。 今後物価の増加傾向が著しくなった場合の管理運営コストの上昇を、適切に指定管理料へ反映していただくよう、別途協議にてご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、物価・金利変動に伴う経費の増加は原則として指定管理者の負担となります。また、現在のところ物価上昇に伴う協議について確約できるものではありません。 なお、過年度には物価上昇に伴い公園の運営費用を追加交付した実績はあります。

令和８年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

2	募集要項 P16	7. 指定管理者と県の責任分担・リスク分担 責任分担・リスク分担表 ※3 賃金水準の変動について 「・賃金スライド額は、対象経費（県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分）に賃金水準を測る指標の変動率を乗じた額」とありますが、「県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分」とは資料集のどの数字を指しますか？ または、積算方法をご教示願います。	資料集（令和８年８月６日更新）に記載している指定管理料基準額のうち人件費として計上している金額を指します。
3	募集要項 P23	10. 選定方法 （３）審査の視点 ①書類審査（基礎的な管理運営の審査） 項目「類似施設の実績」の審査の視点で「・淡路島公園の類似施設：5000 m²以上の芝生広場、大型複合遊具」とありますが、（１）大型複合遊具の定義をご教示願います。（２）兵庫県立都市公園のうち、大型複合遊具が設置されている公園をご教示願います。	大型複合遊具とは、複数の遊び機能（滑り台、ネット遊具、クライミング機能、吊り橋等）を組み合わせた一体型の遊具を想定しています。 淡路島公園では、斜面クライム、わくわくスライダー等が大型複合遊具に当たります。なお、個別施設が類似施設実績として認められるかについては、応募時に提出された実績資料に基づき総合的に判断します。
4	募集要項 P2・交通	園内の移動方法について、許可を想定されている手段を教えてください。	公園のさらなる活性化のための移動方法について、特定のものは想定していません。
5	募集要項 P2・今後の方針	それぞれのエリアの特性とは具体的にどのようなものですか？また「新たなゾーニングの作成」はいつ頃作成される予定ですか。	各エリアの特性については、自然環境や景観、既存施設の配置、利用状況等を踏まえたものを想定しています。 令和８年３月に新しいゾーニング図を作成しています。（現在のゾーニングは資料編 P9～10 を参照）

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

6	募集要項 P2・今後の方針	「新たなコミュニケーションのしくみづくり」とは具体的にどのようなものをお考えでしょうか？	「新たなコミュニケーションのしくみづくり」とは、公園利用者や地域住民、関係団体等との交流や連携を促進し、公園の魅力向上や利用促進につながる取組を想定しています。なお、特定の手法を想定しているものではなく、応募者の創意工夫による提案を期待しています。
7	募集要項 P3・今後の方針	あわじ石の寝屋緑地については現在適切な管理がされているとのご認識でいいでしょうか。	あわじ石の寝屋緑地については、管理水準書に基づき適切な管理運営が行われているものと認識しています。
8	募集要項 P6・指定管理料	兵庫県立都市公園リノベーション計画の実施については指定管理料内での対応という理解でよいか。	兵庫県立都市公園リノベーション計画の実施については、個別の案件によって異なります。実施者や負担等については計画内の実施主体（案）を参考に、協議のうえ決定します。 なお、維持管理（中・大規模修繕を除く）に関するものについては、指定管理料に含まれる場合があります。
9	募集要項 P6・業務の内容	県への損害賠償、指定管理業務以外の業務とは具体的にどのようなものでしょうか。	「県への損害賠償」については、指定管理者の責めに帰すべき事由により県に損害が生じた場合の賠償を想定しています。 「指定管理業務以外の業務」については、収益事業や指定管理業務に含まれない独自の事業などを想定しています。
10	募集要項 P7・人員配置	管理事務所長1人、常勤1名以上については有資格者または管理経験が必須事項か。	管理事務所長及び常勤職員の配置については、募集要項に定める要件を満たす必要があります。なお、有資格者であることは必須ではありません。
11	募集要項 P7・人員配置	当社のように長く公園内での事業に携わってきた会社の社員は都市公園の管理事務所長、並びに管理経験とみなされるか。	公園内で設置管理許可等に基づく事業を実施した実績については、都市公園の管理運営経験に該当するものではありません。

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスファルトを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

12	募集要項 P7・書類審査	所長要件における「都市公園の管理事務所長としての経験」について、都市公園法第5条許可施設（設置管理許可施設）における現場責任者としての運営管理経験は、この要件に該当しますか。	都市公園法第5条に基づく設置管理許可施設における現場責任者としての運営管理経験は、その実績のみをもって「都市公園の管理事務所長としての経験」には該当しません。
13	募集要項 P7・書類審査	淡路島公園内ですでに都市公園法第5条の設置管理許可を受けている法人と、今回指定管理者に応募する法人（グループ）が親会社・子会社等の資本関係にある場合、応募資格上・審査上、特段の制約や開示義務はありますか。また、指定管理者候補者選定における利益相反等の取扱いはありますか。	募集要項に定める応募資格を満たしている限り、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を受けている法人と応募法人（グループ）が親会社・子会社等の資本関係にあることのみをもって、応募を制限するものではありません。 また、指定管理者候補者の選定に当たっては、募集要項等に基づき公平・公正に審査を行います。資本関係の有無のみをもって有利又は不利に取り扱うことはありません。
14	募集要項 P7・書類審査	グループとして応募する場合、グループの代表法人及び構成法人の実績・財務要件はどの法人（単体）を基準に評価されますか。グループ内の他法人（例：当該公園に既存の設置管理許可を有する法人等）が保有する都市公園管理運営実績・類似施設実績を、応募法人（グループ）の実績として算入することは可能ですか。	グループ応募の経営能力評価については、募集要項P23を参照ください。また、グループ応募による管理運営実績については、様式9に記載のとおり構成員の業務実績も実績として扱うことを可としています。
15	募集要項 P7・書類審査	「業務の引継ぎ」における「継続雇用を希望する者の雇用に一定配慮する」旨の記載について、現指定管理者の下で従事する職員の人数・雇用形態（正社員／パート等）・現在の給与水準等、収支計画の策定に必要な情報を提供いただくことは可能ですか。	現指定管理者の職員に関する人数、雇用形態、給与水準等の情報は、現指定管理者の経営情報及び個人情報を含むため、県から提供することはできません。
16	募集要項 P7・執行体制	管理事務所長、職人については有資格者または管理経験は必須か。	管理事務所長及び職員について、有資格者であること又は管理経験を有することを必須とはしていません。ただし、管理水準書に定める業務を適切に遂行できる管理運営体制を確保してください。

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスファルトを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

17	募集要項 P8・業務の委託	施設の清掃、警備、設備管理については、臨時・緊急の場合、県の再委託の承認を経ずに対応可能か。	災害、事故、その他やむを得ない事由により速やかな対応が必要な場合は、利用者の安全確保を優先し必要な措置を講じてください。なお対応後、速やかに県へ報告し、必要な手続きを行ってください。
18	募集要項 P8・業務の委託	指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額とは、兵庫県の2026年度の最低賃金額の理解でよいか教えていただきたい。	指定管理業務に従事する労働者の最低賃金額は最新の兵庫県最低賃金を適用してください。
19	募集要項 P8・業務の委託	再委託が可能な範囲を具体的におねがいします。	募集要項(P9)に記載のとおり再委託については、募集要項及び管理水準書に定める業務のうち、樹木管理・警備・設備管理等、専門性を有する業務や定型的な業務等を想定しています。ただし、公園管理運営の根幹となる業務については指定管理者自らが実施するものとします。
20	募集要項 P10 利用料金制度	募集要項P32の参考1:利用料金施設に淡路島公園の有料駐車場の記載がある。これは利用料金制度として、淡路島公園の駐車場を有料化しても差し支えないということか。	募集要項 P32「参考 1 利用料金施設」に記載している淡路島公園の有料駐車場としているのは、ハイウェイオアシスの管理範囲である A1 及び A2 駐車場です。なお、その他の駐車場の有料化については提案を妨げるものではありませんが、実施に当たっては管理運営協議会での協議及び県の承認が必要です。
21	募集要項 P10 利用促進事業	淡路島公園、石の寝屋緑地では具体的にどのようなものが行われていますか。	昆虫観察会や探鳥会、環境学習等、子ども向けイベントなどが行われています。指定管理者の年度報告書に実績が記載されています。資料を希望される場合は参考資料提供申込書(様式 12)により申込願います。

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスファルトを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

22	募集要項 P12・管理経費	実績額の各項目の金額を教えてください。	実績額の詳細な内訳については、指定管理者の年度報告書に一部記載されています。資料を希望される場合は参考資料提供申込書（様式12）により申込願います。
23	募集要項 P12・収益事業	収益金は県に何パーセントか支払うことはないですか？ また自動販売機設置時には、メニュー内容、価格設定も設置許可項目になりますか。	淡路島公園とあわじ石の寝屋緑地においては、収益事業により得られた収益金について、県へ一定割合を納付することは求めています。 自動販売機の設置については設置許可が必要ですが、個々の販売商品の内容や価格設定を許可条件として定めるものではありません。
24	募集要項 P19 提出書類一覧	様式集の提出書類一覧と副の提出部数が違うが、どちらが正しいですか。	募集要項 P19 に記載しております提出書類一覧が正しい内容となります。
25	募集要項 P23・書類審査	コンプライアンスの法定雇用率の達成状況について、法定雇用が必要な常用雇用数以下の場合、非対象として減点対象にならないという理解でよいか。	障害者雇用率については、法定雇用率で評価することとしています。詳細な評価方法は開示しません。
26	募集要項 P23・書類審査	類似施設を管理運営した実績について、当社の1年以上勤務社員は該当するか、該当しない場合どのような理由かを教えていただきたい。	類似施設の管理運営実績につきましては、様式9に記載された内容から総合的に判断します。
27	募集要項 P23・書類審査	大型複合遊具の具体的内容について教えていただきたい。大きさ、形状、遊具の種類など。当社も複数個所で大型遊具を持っているが該当するか否かを教えていただきたい。	大型複合遊具とは、複数の遊び機能（滑り台、ネット遊具、クライミング機能、吊り橋等）を組み合わせた一体型の遊具を想定しています。 淡路島公園では、斜面クライム、わくわくスライダーが大型複合遊具に当たります。なお、個別施設が類似施設実績として認められるかについては、応募時に提出された実績資料に基づき総合的に判断します。

令和 8 年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスファルトを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

28	募集要項 P23・審査の視点	所長・スタッフの資格、経験は①書類審査②プレゼンテーション審査の 2 度評価対象になるということです。	書類審査では所長・スタッフの資格及び経験を評価し、プレゼンテーション審査では役割に応じた管理運営体制を総合的に評価します。
29	募集要項 P23・書類審査	業務計画書「2 都市公園等管理運営業務実績について」は業務計画書のどこにありますか。	募集要項の記載に誤りがありましたので修正します。詳細については、修正後の資料をご確認ください。
30	募集要項 P24 プレゼンテーション審査	業務計画書「3 県立都市公園の管理運営の基本方針について」は業務計画書のどこにありますか。	募集要項の記載に誤りがありましたので修正します。詳細については、修正後の資料をご確認ください。
31	募集要項 P26 実現性の視点	眺望回復に関する提案とあるが、現在の眺望についての問題点を教えていただきたい。	淡路島公園は高台から大阪湾や明石海峡等を望むことができる立地特性を有していることから、現在の眺望についての問題点について樹木の繁茂状況を考慮した維持管理等を想定しています。
32	募集要項 P32 利用料金施設	淡路島公園の有料駐車場はどこのことを指していますか。	募集要項 P32「参考 1 利用料金施設」に記載している淡路島公園の有料駐車場としているのは、ハイウェイオアシスの管理範囲である A1 及び A2 駐車場です。
33	様式集 県立都市公園の 管理運営の実現性	有料公園施設は淡路島公園、石の寝屋緑地それぞれ現在どこを指しますか。	有料公園施設につきましては、現時点において淡路島公園及び石の寝屋緑地内で今回の公募対象となる有料公園施設はありません。
34	様式集 参考資料提供申込書	申込の期限はありますか。	当該資料は応募に係る資料提供となるため、提供期間は応募締切日前日までとします。なお、資料によっては、応募締切日までに提供できない場合があります。余裕を持った申込みをお願いします。

令和８年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

淡路島公園（ハイウェイアスゾーンを除く）

質問 番号	箇所(頁)	質問	回答
1	管理水準書 P15	５．利用促進事業及び住民参画の取り組み ５.１ 管理運営協議会 （２）組織 ①体制について 「有識者会議（デザイン会議）を設置すること」とありますが、令和８年にすでに県が設置済みです。指定管理者の役割は、管理運営協議会同様、県が設置した有識者会議を運営するという認識でよろしいでしょうか。	県が設置した淡路島公園デザイン会議の設置期間は令和９年３月末までとなり、本公募に係る指定期間からは、新たに指定管理者が設置・運営することとしており、会議の開催、資料作成、委員との連絡調整等の運営業務を実施するものとします。
2	管理水準書 P15	５．利用促進事業及び住民参画の取り組み ５.１ 管理運営協議会 （２）組織 ①体制について 現在設置している「観光交流部会」「環境保全部会」に加え、「有識者会議（デザイン会議）」及び「公園利用者から広く意見を聞く場（開かれた自由対話の場）」を設置することと記載されていますが、（１）新たな会議を設置するに当たっては、新たな費用が発生すると考えられますが、その費用は淡路島公園資料集 P2「年度毎の基準価格」に示されている指定管理料の基準額に見込まれているとの認識でよろしいでしょうか。見込まれている場合は、加算額についても併せてご教示願います。 （２）新たな会議等の設置に伴い、想定を超える費用負担が生じた場合には、募集要項 P30「（６）疑義等についての協議」に基づき、別途協議の上、ご対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	（１）有識者会議（デザイン会議）及び公園利用者から広く意見を聞く場（開かれた自由対話の場）の設置・運営に要する費用については、指定管理料の基準額の範囲内で実施することとしています。なお、基準価格の内訳については開示しておりません。 （２）管理運営協議会の運営経費は通常の運営に要する費用となります。各部会の役割や活動内容について改めて整理し、より実効性のある運営体制の提案をお願いします。

令和 8 年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

3	管理水準書 P23	IV（株）ニジゲンノモリの管理区域等の取扱いについて 別表 指定管理者と（株）ニジゲンノモリの業務項目別役割表 ニジゲンノモリ関連区域における具体的な対象範囲につきましては、管理水準書（資料編）P11「ニジゲンノモリ関連区域図」を確認したところ、下記の認識で相違ないでしょうか。 <table><tr><td>募集要項 P23</td><td>管理水準書（資料編） P11</td></tr><tr><td>②指定管理者による管理の対象外区域</td><td>設置管理許可区域（予定区域を含む） ※地図の黄色</td></tr><tr><td>③（株）ニジゲンノモリによる一部管理区域</td><td>管理区域（新たに管理する区域） ※地図の赤色</td></tr><tr><td>④行為許可区域</td><td>行為許可区域（展望デッキ、ナイトウォーク園路） ※地図の橙色</td></tr></table>	募集要項 P23	管理水準書（資料編） P11	②指定管理者による管理の対象外区域	設置管理許可区域（予定区域を含む） ※地図の黄色	③（株）ニジゲンノモリによる一部管理区域	管理区域（新たに管理する区域） ※地図の赤色	④行為許可区域	行為許可区域（展望デッキ、ナイトウォーク園路） ※地図の橙色	ニジゲンノモリ関連区域における対象範囲については、管理水準書（資料編）P11「ニジゲンノモリ関連区域図」に示す区域となります。
募集要項 P23	管理水準書（資料編） P11										
②指定管理者による管理の対象外区域	設置管理許可区域（予定区域を含む） ※地図の黄色										
③（株）ニジゲンノモリによる一部管理区域	管理区域（新たに管理する区域） ※地図の赤色										
④行為許可区域	行為許可区域（展望デッキ、ナイトウォーク園路） ※地図の橙色										
4	資料集 P2	●年度毎の基準価格 年度毎の指定管理料の基準額について、令和 7 年度実績額と比較すると 1,926 千円の増額となっておりますが、増額の要因をご教示願います。	令和 8 年度以降の指定管理料の基準額については、人件費、業務内容の見直し等を総合的に勘案して増額となっております。								
5	管理水準書 P15 体制について	公園利用者から広く意見を聞く場はどのような規模でいつ頃に設置する予定でしょうか？会場費、広報費等も今回の指定管理料に含めますか？	「開かれた自由対話の場（オープン会議）」については、指定管理者の提案に基づき管理運営協議会において協議の上、実施体制を整備することとしています。なお、構成人は、公園利用者が広く参加できることを基本としています。会場費や広報費等の運営に必要な経費については、指定管理料に含むものとしています。								

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

6	管理水準書 P16・住民の参画	インタープリター事業の直近の具体的な活動内容と参加人数を教えてください。	淡路島公園では、インタープリターによる自然解説や環境学習プログラムとして、定例自然ガイド、昆虫観察会、探鳥会、環境体験学習などを実施しています。直近では昆虫観察会を開催しており、子ども約100名が参加可能な規模のイベントとなっています。
7	管理水準書 P16 利用者及び住民参画	利用プログラムを積極的に企画・開催とありますが、それは年何回くらいですか。	利用プログラムの企画・開催回数については、県が内容や頻度等を定めるものではなく、本公募において応募者からの提案を求めるものです。
8	管理水準書 P16 利用促進事業	利用促進事業を積極的に実施するとありますが、それは年何回くらいですか？	利用促進事業の実施については、県が内容や頻度等を定めるものではなく、本公募において応募者からの提案を求めるものです。
9	管理水準書 P18 訓練・防災	淡路島公園での夜間パトロールの実施等の予防対策を具体的に現状どのようにやっているのか、頻度も含めて教えてください。	災害・事故の予防対策については、監視カメラによる警備や看板設置による注意喚起等を実施しています。
10	管理水準書 P19 警備	夜間及び休業日の警備体制は現在どのような体制ですか。	指定管理者において、民間警備会社と委託契約し、管理事務所の施設機械警備を実施しています。
11	管理水準書 P21・収益事業	現在、淡路島公園で認められている収益事業を具体的に教えてください。	自動販売機設置による収益事業になります。
12	資料集 P2・実績額	その他の収入は具体的に何の収入ですか？また令和7年度は大幅に上がっていますが、その理由は？今後もその収入は見込めますか。	その他の収入は、主に利用促進事業の参加費によるものになります。 また、令和7年度のその他収入は、収益事業の自動販売機収益を一時的に充てたためです。

令和8年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

13	資料集 P2・実績額	支出の部の各項目の金額を教えてください。	実績額の詳細な内訳については、指定管理者の年度報告書に一部記載されています。資料を希望される場合は参考資料提供申込書（様式12）により申込願います。
14	資料集 P2・実績額	自動販売機の電気料は指定管理料から支払うのですか。	自動販売機は指定管理者が実施する自主事業であるため、自動販売機の設置及び運営に必要な経費（電気料を含む。）は指定管理者の負担となります。
15	資料集 P2・入園者数	令和6年度より備考欄に「※ニジゲンノモリ夜間来園者除く」という表記がないが、ニジゲンノモリの夜間来園者数が含まれているのか。	ご指摘いただいた内容を踏まえ、回答を修正しましたのでご確認ください。なお、令和6年度以降についても、ニジゲンノモリの夜間来園者数を含めて集計していることから、令和6年度及び令和7年度の備考欄に「※ニジゲンノモリ夜間来園者除く」を追記しています。

令和 8 年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

あわじ石の寝屋緑地

質問 番号	箇所(頁)	質問	回答
1	資料集 P2	●年度毎の基準価格 年度毎の指定管理料の基準額について、令和 7 年度実績額と比較すると 688 千円の増額となっておりますが、増額の要因をご教示願います。	令和 8 年度以降の指定管理料の基準額については、人件費、業務内容の見直し等を総合的に勘案して増額となっております。
2	管理水準書 P9・棚田の管理	近隣の小学校と連携した環境学習の実績を令和5年4月1日～令和9年3月31日までの期間について、個別に教えていただきたい。	石屋小学校と連携した環境学習を毎年 2 回ほど行っています。
3	管理水準書 P9 いきものたんぼ	近隣の小学校と連携して環境学習を実施しているがあるが、現状の企画・調整・運営・広報等はどのようなものが具体的に教えてください。	近隣の小学校と連携しての環境学習の実施については、本公募において応募者からの提案を求めるものです。
4	管理水準書 P9 いきものたんぼ	「Ⅲ運営管理 5.利用の増進及び住民参画の取り組み」を参照することとあるが、どの部分を指しているか。	公募関係資料の記載に誤りがありましたので、修正します。詳細は修正版資料をご確認ください。
5	管理水準書 P14 利用促進事業	利用促進事業を積極的に実施することとあるが、年何回くらいですか。	利用促進事業の実施については、県が内容や頻度等を定めるものではなく、本公募において応募者からの提案を求めるものです。
6	管理水準書 P16・警備	夜間及び休業日の警備を行うとありますが、現在どのような体制ですか。	指定管理者において、民間警備会社と委託契約し、管理事務所の施設機械警備を実施しています。
7	資料集 P2・実績額	その他の収入は具体的に何の収入ですか？	自動販売機設置による収益事業になります。

令和８年度兵庫県立甲山森林公園・淡路島公園（ハイウェイアスザンを除く）・あわじ石の寝屋緑地の指定管理者公募に係る質問の回答

8	資料集 P2・実績額	支出の部の各項目の金額を教えてください。	実績額の詳細な内訳については、指定管理者の年度報告書に一部記載されています。資料を希望される場合は参考資料提供申込書（様式 12）により申込願います。
9	資料集 P2・実績額	自動販売機の電気料は指定管理料から支払うのですか。	自動販売機は指定管理者が実施する自主事業であるため、自動販売機の設置及び運営に必要な経費（電気料を含む。）は指定管理者の負担となります。
10	資料集 P3・入園者数	令和6年度の入園者数が対前年を約 1 万人下回っているのは、何が要因か教えていただきたい。	入園者数減少については、猛暑や寒波の影響が要因と考えています。